

株式会社日本政策投資銀行法案新旧対照条文 目次

臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）（附則第二十九條關係）	1
国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（附則第三十條第二号關係）	2
予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（附則第三十條第二号關係）	3
電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金への担保に関する法律（昭和二十五年法律第四十五号）（附則第三十三條關係）	4
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第三十四條關係）	5
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（附則第三十五條關係）	8
信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（附則第三十六條關係）	9
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（附則第三十八條關係）	10
準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十五号）（附則第三十九條關係）	11
企業担保法（昭和三十三年法律第六十号）（附則第四十條關係）	12
行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（附則第四十二條第一号關係）	19
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第四十二條第二号關係）	20
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第四十二條第三号關係）	22
消費税法（昭和六十三年法律第八十号）（附則第四十二條第四号關係）	24
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第四十二條第五号關係）	26
独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第四十二條第六号關係）	27
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第四十六條關係）	28
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四十八條關係）	31
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）（附則第四十九條關係）	33
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（附則第五十條關係）	34
民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（附則第五十一條關係）	35

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（附則第五十二条関係）	37
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）（附則第五十三条関係）	39
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（附則第五十四条関係）	40
独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（附則第五十五条関係）	41
独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）（附則第五十六条関係）	42
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）（附則第五十七条関係）	43
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（附則第五十九条関係）	44
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第六十一条関係）	47
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第六十二条関係）	48
特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（附則第六十三条関係）	49
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）（附則第六十四条関係）	50
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第六十五条関係）	51

株式会社日本政策投資銀行法案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)(附則第二十九条関係)

改正案	現行
<p>第一条 この法律において、金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)〔第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会〕その他貯金の受入れ又は資金の融通を業とするものをいう。</p> <p>この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利回り、指定金銭信託の予定配当率、貸付けの利率、手形の割引率、当座貸越しの利率、コールローン又はコールマネーの利率並びに有価証券の引受料、戻料その他これらに準ずるものをいう。</p>	<p>第一条 この法律において、金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法〔第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会〕その他貯金の受入又は資金の融通を業とするものをいう。</p> <p>この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利廻、無尽掛金の利廻、指定金銭信託の予定配当率、貸付けの利率、手形の割引率、当座貸越しの利率、コールローン又はコールマネーの利率並びに有価証券の引受料、戻料その他これらに準ずるものをいう。</p>

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（附則第三十条第一号関係）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（通則）</p> <p>第一条 国、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、地方公共団体及び政令で指定する公共組合（以下「国及び公庫等」という。）の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（通則）</p> <p>第一条 国、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、地方公共団体及び政令で指定する公共組合（以下「国及び公庫等」という。）の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>（公庫等の予算執行職員に対する準用）</p> <p>第九条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国際協力銀行（以下「公庫等」という。）の総裁又は理事長（以下「公庫等の長」という。）から公庫等の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫等予算執行職員」という。）は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程（以下「公庫等に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫等の支出等の行為」という。）をしなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（公庫等の予算執行職員に対する準用）</p> <p>第九条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行又は国際協力銀行（以下「公庫等」という。）の総裁又は理事長（以下「公庫等の長」という。）から公庫等の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫等予算執行職員」という。）は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程（以下「公庫等に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫等の支出等の行為」という。）をしなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>

電気事業者の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和二十五年法律第百四十五号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>電気事業者の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律</p> <p>第一条 株式会社日本政策投資銀行は、電気事業者に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>電気事業者の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律</p> <p>第一条 日本政策投資銀行は、電気事業者に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一～二の二（略）</p> <p>三 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社</p> <p>四・五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業税の課税標準等の特例）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14（略）</p> <p>15 株式会社日本政策投資銀行（次項において「会社」という。）に對する第七十二条の二十一及び第七十二条の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日まで</p> <p>の間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一</p>	<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一～二の二（略）</p> <p>三 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社</p> <p>四・五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業税の課税標準等の特例）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14（略）</p> <p>（新設）</p>

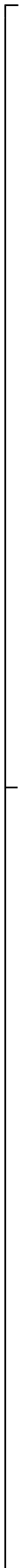
第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額（これらの額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。）」とする。

16

(新設)

前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額（同項の規定により適用される第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十六項」とする。

- 一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 十分の九
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の四
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の三
- 四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の一
- 五 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の一



改正案	現行
<p>（外貨債務の保証）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>（削る）</p> <p>一 国際協力銀行</p> <p>二 独立行政法人国際協力機構</p> <p>（削る）</p> <p>三 地方公共団体</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（外貨債務の保証）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一 日本政策投資銀行</p> <p>二 国際協力銀行</p> <p>三 独立行政法人国際協力機構</p> <p>四 削除</p> <p>五 地方公共団体</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>3（略）</p>

改正案

現行

<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証</p> <p>二 （略）</p> <p>三 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫の委託を受け、又は国民生活金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証</p> <p>二 （略）</p> <p>三 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本政策投資銀行の委託を受け、又は国民生活金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>
---	--

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（附則第三十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（浮貸し等の禁止）</p> <p>第三条 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、<u>金銭の貸付け</u>、<u>金銭の貸借の媒介又は債務の保証</u>をしてはならない。</p>	<p>（浮貸し等の禁止）</p> <p>第三条 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、<u>金銭の貸付</u>、<u>金銭の貸借の媒介又は債務の保証</u>をしてはならない。</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第三号から第八号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 株式会社日本政策投資銀行</p> <p>八 保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項の免許を受けた生命保険会社</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの（債券の券面が発行されていない場合にあつては、当該債券の券面に表示されるべき権利）</p> <p>三 五（略）</p> <p>4 6（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第三号から第七号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>(新設)</p> <p>七 保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項の免許を受けた生命保険会社</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの</p> <p>三 五（略）</p> <p>4 6（略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。 （被担保債権の特例）</p> <p>2 当分の間、第一条の規定にかかわらず、会社の総財産は、日本政策投資銀行の会社に対する貸付金で次に掲げるものを担保するためにも、企業担保権の目的とすることができる。</p> <p>一 日本政策投資銀行と国際復興開発銀行との契約に基く貸付金</p> <p>二 貸付の際現に前号の貸付金を借り受けている会社に対する同号以外の貸付金</p> <p>三 この法律の施行の際現に効力を有する他の法律により、日本政策投資銀行の貸付金のため会社の総財産につき先取特権が生ずることとされている会社に対する貸付金</p> <p>3 前項の規定により企業担保権を設定した会社は、企業担保権が消滅した後でなければ、有限会社に組織を変更することができない。 （担保附社債信託法の一部改正）</p> <p>4 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項に次の一号を加える。</p>

十三 企業担保

第七十三条中「第三百七十五条」を「第三百七十五条（順位ノ譲渡及放棄ニ関スル部分ヲ除ク）」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

第七十五条ノ二 受託会社ハ社債権者集会ノ決議ニ依リ担保権ノ順位ヲ譲渡シ又ハ放棄スルコトヲ得

第七十六条中「前二条」を「前三条」に改める。

第八十二条第一項中「社債権者集会ノ決議ニ依リ」を削る。

第八十三条第一項中「又ハ競売法ニ依ル申立若ハ委任」を「競売法ニ依ル競売ノ申立若ハ委任ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立」に改める。

（銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正）

5 | 銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ社債ヲ担保スル権利ノ順位ノ譲渡又ハ放棄ニ付之ヲ準用ス

（商法の一部改正）

6 | 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三百八十三条第一項中「及和議手続」を「、和議手続及企業担保権ノ実行手続」に改め、同条第二項中「若ハ仮処分」を「、仮処分若ハ企業担保権ノ実行」に、「及仮処分」を「、仮処分及企業担

（削る）

（削る）

(削る)

保権ノ実行手続」に改める。

(破産法の一部改正)

7| 破産法の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の一項を加える。

第一項ノ規定ハ企業担保権ノ設定、移転又ハ変更ニ関スル登記ニ付之ヲ準用ス

第七十条第一項中「又ハ仮処分」を、「仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

(会社更生法の一部改正)

(削る)

8| 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を、「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続若しくは企業担保権の実行手続」に改める。

第三十八条第三号中「破産回避」を「破産回避又は企業担保権の実行の回避」に改める。

第五十八条に次の一項を加える。

3| 第一項の規定は、企業担保権の設定、移転又は変更に関する登記に準用する。

第六十七条第一項中「及び競売法による競売は」を、「競売法による競売及び企業担保権の実行は」に、「及び競売法による競売手続」を、「競売法による競売手続及び企業担保権の実行手続」に改める。

(削る)

第二百四十六条第一項中「及び競売法による競売手続」を「、競売法による競売手続及び企業担保権の実行手続」に改める。

(登録税法の一部改正)

9 | 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条ノ七の次に次の一条を加える。

第三条ノ八 企業担保権ニ関スル登記ヲ受クルトキ八左ノ区別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

- 一 企業担保権ノ取得 債権金額 千分ノ一・五
 - 二 抹消シタル登記ノ回復 每一件 金三百円
 - 三 附記登記 每一件 金三百円
 - 四 登記ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 金三百円
- 第十六条ノ五に次の一項を加える。

信託契約ニ依ル物上担保附社債ニシテ其ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スルモノノ企業担保権ニ関シ登記ヲ受クル場合ニ於ケル登録税ニ関シテ八第一項ノ規定ニ準ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(漁業法の一部改正)

10 | 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「及び抵当権」を「、抵当権及び企業担保権」に改める。

第二十七条第一項中「又は抵当権」を「、抵当権又は企業担保権」に改める。

(削る)

(削る)

(国税徴収法の一部改正)

11| 国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第六項中「競売」を「競売若八企業担保権ノ実行手続」に改め、同条第六項中「又八競売費用」を「競売費用又八企業担保権ノ実行手続ノ費用」に改める。

第四条ノ一中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

第五条中「更生手続」を「更生手続又八企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七条ノ四第四項中「競売」を「競売若八企業担保権ノ実行手続」に改める。

(地方税法の一部改正)

(削る)

12| 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「及び第四号の場合における競売費用」を「第四号の場合における競売費用並びに第五号の場合における企業担保権の実行手続の費用」に改め、同項に次の一号を加える。

五 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

第十六条第一項中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

第十六条の四第五項中「競売」を「競売若しくは企業担保権の実行手続」に改める。

第七十一条、第七十二条の七十一、第七十三条の三十九、第五百

(削る)

条、第三百三十七条、第七十号、第二百三十一号、第二百八十八号、第三百三十四号、第三百七十六号、第四百六十二号、第五百十二号、第五百四十四号、第五百七十五号、第六百九十八号、第七百零四号、第七百一十一号、第七百一十一号及び第七百三十一号中それぞれ第四号の次に次の一号を加える。

四の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。
(健康保険法の一部改正)

13] 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十九条ノ二中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

(船員保険法の一部改正)

14] 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十二条ノ三第一項中第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

(失業保険法の一部改正)

15] 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の五中第三号の次に次の一号を加える。

三の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

(厚生年金保険法の一部改正)

16] 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のよ

(削る)

(削る)

(削る)

うに改正する。

第八十五条中第一号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

17 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七号中「前三号」を「第四号から前号まで」に改め、同条中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があつた
場合。

(削る)

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第四十二条第一号関係）

改正案

別表（第十二条関係）

名称	名称
（略）	（略）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（略）	（略）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
（略）	（略）

現行

別表（第十二条関係）

名称	名称
（略）	（略）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（略）	（略）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
（略）	（略）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
（略）	（略）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第四十二条第二号関係）

改正案

現行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）
 一 次の表に掲げる法人

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）
 一 次の表に掲げる法人

名称	日本私立学校振興・共済事業団	根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（略）		（略）	

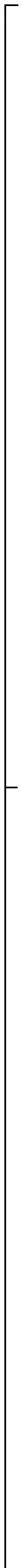
名称	日本私立学校振興・共済事業団	根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（略）		（略）	

名称	日本税理士会連合会	根拠法	税理士法
（略）		（略）	

名称	日本税理士会連合会	根拠法	税理士法
（略）		（略）	
名称	日本政策投資銀行	根拠法	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）

二（略）

二（略）



法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第四十二条第三号関係）

改正案

現行

別表第一 公共法人の表（第二条関係）

別表第一 公共法人の表（第二条関係）

一次の表に掲げる法人

一次の表に掲げる法人

名称	(略)
根拠法	(略)
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

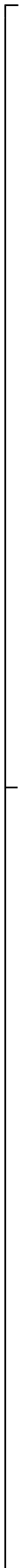
名称	(略)
根拠法	(略)
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

名称	日本中央競馬会
根拠法	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)

名称	日本中央競馬会	日本政策投資銀行
根拠法	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
(略)	(略)	(略)

二 (略)

二 (略)



消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第四十二条第四号関係）

改正案

現行

別表第三（第三条、第六十条関係）

別表第三（第三条、第六十条関係）

一次の表に掲げる法人

一次の表に掲げる法人

名称	日本私立学校振興・共済事業団	根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（略）	（略）	（略）	（略）

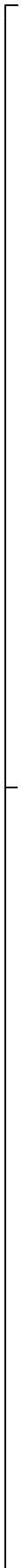
名称	日本私立学校振興・共済事業団	根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
（略）	（略）	（略）	（略）

名称	日本税理士会連合会	根拠法	税理士法
（略）	（略）	（略）	（略）

名称	日本税理士会連合会	根拠法	税理士法
（略）	（略）	（略）	（略）
名称	日本政策投資銀行	根拠法	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）

二（略）

二（略）



独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（附則第四十二条第五号関係）

改正案

現行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

名称	名称
(略)	(略)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本船舶振興会	日本船舶振興会
モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
(略)	(略)

名称	名称
(略)	(略)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行
日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	日本船舶振興会
モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
(略)	(略)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第四十二条第六号関係）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）

改正案

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名称	(略)	根拠法	(略)
名称	日本司法支援センター	根拠法	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
名称	日本赤十字社	根拠法	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
名称	(略)	根拠法	(略)

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

現行

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名称	(略)	根拠法	(略)
名称	日本司法支援センター	根拠法	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
名称	日本赤十字社	根拠法	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
名称	日本政策投資銀行	根拠法	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
名称	(略)	根拠法	(略)

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文 書 名	(略)
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及び八、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号口に掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>
作 成 者	(略)

文 書 名	(略)
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及び八、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号口に掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>
作 成 者	(略)

(略)	<p>の業務、同法附則第八条（旧纖維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>
(略)	
(略)	<p>の業務、同法附則第八条（旧纖維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務並びに日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第三十六条（地域振興整備公団法の一部改正）の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九条第一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務に関する文書</p>
(略)	

改正案

現行

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

名称	(略)
根拠法	(略)
非課税の登記等	(略)
備考	(略)

名称	(略)	名称	二十二 日本政 策投資 銀行
根拠法	(略)	根拠法	日本政策 投資銀行 法（平成 十一年法 律第七十 三号）
非課税の登記等	(略)	非課税の登記等	別表第一第一号から第二 十三号までに掲げる登記 又は登録（法人税法（昭 和四十年法律第三十四号 ）第二条第九号（定義） に規定する普通法人のう ち資本金の額が政令で定 める金額以上の法人並び に相互会社及び外国相互 会社に係る債権を担保す るために受ける先取特権 、質権又は抵当権の保存 、設定又は移転の登記又
備考	(略)	備考	先取特権、質 権又は抵当権 の保存、設定 又は移転の登 記又は登録に ついては、第 三欄の登記又 は登録に該当 するものであ ることを証す る財務省令で 定める書類の 添付があるも

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）（附則第四十九条関係）

改正案	現行
<p>（利子補給金の支給）</p> <p>第三十四条 政府は、株式会社日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は機構（以下「株式会社日本政策投資銀行等」という。）が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けにつき、予算の範囲内において、株式会社日本政策投資銀行等に対して利子補給金を支給することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 株式会社日本政策投資銀行等は、第一項の規定により政府から利子補給金の支給を受けたときは、当該利子補給金に係る貸付契約による利子で当該単位期間において生ずるものの額を、当該貸付契約により定まる利子の額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。</p>	<p>（利子補給金の支給）</p> <p>第三十四条 政府は、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は機構（以下「日本政策投資銀行等」という。）が石油の貯蔵施設その他の施設であつて石油の備蓄の増強に必要なものの設置に必要な資金を貸し付けたときは、当該貸付けにつき、予算の範囲内において、日本政策投資銀行等に対して利子補給金を支給することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 日本政策投資銀行等は、第一項の規定により政府から利子補給金の支給を受けたときは、当該利子補給金に係る貸付契約による利子で当該単位期間において生ずるものの額を、当該貸付契約により定まる利子の額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（株式会社日本政策投資銀行に対する政府の貸付け）</p> <p>第二条 政府は、当分の間、石油代替エネルギー（石炭及び天然ガスに限る。）の導入の促進に寄与すると認められる設備（これらの石油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なものに限る。）の取得、改良又は補修（補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）に必要な資金に係る株式会社日本政策投資銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に充てるため、株式会社日本政策投資銀行に対し、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。</p>	<p>附則</p> <p>（日本政策投資銀行に対する政府の貸付け）</p> <p>第二条 政府は、当分の間、石油代替エネルギー（石炭及び天然ガスに限る。）の導入の促進に寄与すると認められる設備（これらの石油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なものに限る。）の取得、改良又は補修（補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）に必要な資金に係る日本政策投資銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に充てるため、日本政策投資銀行に対し、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。</p>

改正案	現行
<p>(機構の業務) 第四条 (略)</p> <p>2 機構は、前項第二号に掲げる業務については、株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫（以下「株式会社日本政策投資銀行等」という。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。</p> <p>一 機構は、株式会社日本政策投資銀行等に対し、前項第二号の融通に必要な資金を寄託すること。</p> <p>二 株式会社日本政策投資銀行等は、機構が推薦した特定民間都市開発事業を施行する者に対し、前項第二号に規定する費用に充てるための資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議) 第十六条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、第四条第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、機構と株式会社日本政策投資銀行との協定に係るものにあつては財務大臣に、機構と沖縄振興開発金融公庫との協定に係る</p>	<p>(機構の業務) 第四条 (略)</p> <p>2 機構は、前項第二号に掲げる業務については、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫（以下「日本政策投資銀行等」という。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。</p> <p>一 機構は、日本政策投資銀行等に対し、前項第二号の融通に必要な資金を寄託すること。</p> <p>二 日本政策投資銀行等は、機構が推薦した特定民間都市開発事業を施行する者に対し、前項第二号に規定する費用に充てるための資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議) 第十六条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、第四条第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、機構と日本政策投資銀行との協定に係るものにあつては財務大臣に、機構と沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものに</p>

ものにあつては内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第十七条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項の規定によるもののほか、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構に拠出することができる。

2 前項の規定により沖縄振興開発金融公庫が拠出する場合においては、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とする。

つては内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

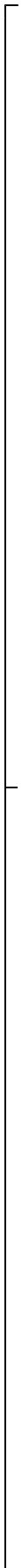
(日本政策投資銀行法等の特例)

第十七条 日本政策投資銀行等は、日本政策投資銀行にあつては日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項の規定によるもののほか、財務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項の規定によるもののほか、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構に拠出することができる。

2 前項の規定により日本政策投資銀行等が拠出する場合においては、日本政策投資銀行法第五十四条第一号中「場合」とあるのは「場合及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とし、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とする。

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（附則第五十二条関係）

改正案	現行
<p>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う特定事業活動等促進業務）</p> <p>第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、事業者等が行う特定事業活動（第二条第七項第八号に掲げる特定事業活動にあつては、政令で定めるものを除く。第一号から第三号までにおいて同じ。）及び特定設備（同条第八項第三号に掲げる特定設備にあつては、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 株式会社日本政策投資銀行その他財務大臣及び経済産業大臣が指定する機関（以下この号において「株式会社日本政策投資銀行等」という。）が行う承認事業計画に従つて行う特定事業活動（第二条第七項第五号、第六号又は第八号に掲げるものに限る。）に必要な資金及び同条第八項第三号又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、株式会社日本政策投資銀行等に対し、利子補給金を支給すること。</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う特定事業活動等促進業務）</p> <p>第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、事業者等が行う特定事業活動（第二条第七項第八号に掲げる特定事業活動にあつては、政令で定めるものを除く。第一号から第三号までにおいて同じ。）及び特定設備（同条第八項第三号に掲げる特定設備にあつては、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 日本政策投資銀行その他財務大臣及び経済産業大臣が指定する機関（以下この号において「日本政策投資銀行等」という。）が行う承認事業計画に従つて行う特定事業活動（第二条第七項第五号、第六号又は第八号に掲げるものに限る。）に必要な資金及び同条第八項第三号又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、日本政策投資銀行等に対し、利子補給金を支給すること。</p> <p>三・四（略）</p>



独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）（附則第五十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲等） 第二十条（略） 2～6（略） 7 事業団は、第一項第二号に掲げる業務については、株式会社日本政策投資銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。</p> <p>一 事業団は、株式会社日本政策投資銀行に対し、第一項第二号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。</p> <p>二 株式会社日本政策投資銀行は、事業団が推薦した第一項第二号の事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三・四（略） 8・9（略）</p>	<p>（業務の範囲等） 第二十条（略） 2～6（略） 7 事業団は、第一項第二号に掲げる業務については、日本政策投資銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。</p> <p>一 事業団は、日本政策投資銀行に対し、第一項第二号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。</p> <p>二 日本政策投資銀行は、事業団が推薦した第一項第二号の事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三・四（略） 8・9（略）</p>

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（附則第五十四条関係）

改正案	現行
<p>（無利子貸付け） 第十三条（略）</p> <p>2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、株式会社日本政策投資銀行又は沖繩振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。</p>	<p>（無利子貸付け） 第十三条（略）</p> <p>2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本政策投資銀行、沖繩振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>第八条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（機構に対する日本政策投資銀行の出資）</p> <p>第八条 日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項の規定にかかわらず、財務大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。</p> <p>2 前項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合には、日本政策投資銀行法第四十四条第二項中「出資」とあるのは「出資及び独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十四条第一号中「場合」とあるのは「場合及び独立行政法人情報通信研究機構法附則第八条第一項の規定により財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び独立行政法人情報通信研究機構法附則第八条第一項の規定による出資」とする。</p> <p>3 第一項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合には、日本政策投資銀行法第二十条第二項の規定は適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（政府保証） 第三十四条（略） 2・3（略） 4 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第一項に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもって表示するものに係る債務について予算をもって定める金額が、<u>同法第四十七条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。</u></p>	<p>（政府保証） 第三十四条（略） 2・3（略） 4 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第一項又は日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第四十三条第一項に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもって表示するものに係る債務について予算をもって定める金額が、<u>国際協力銀行法第四十七条第二項又は日本政策投資銀行法第四十五条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。</u></p>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（附則第五十七条関係）

改正案	現行
<p>附則 （公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例） 第六条（略）</p> <p>2 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第六条の規定の施行の前日に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「平成十二年改正前の公団法」という。）第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して株式会社日本政策投資銀行法附則第二十六号の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号の規定により行った貸付けについて、株式会社日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。</p> <p>3～8（略）</p>	<p>附則 （公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例） 第六条（略）</p> <p>2 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第六条の規定の施行の前日に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「平成十二年改正前の公団法」という。）第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号の規定により行った貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。</p> <p>3～8（略）</p>

改正案	現行
<p>（資本金）</p> <p>第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに同条第六項の規定により株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行（以下「旧日本政策投資銀行」という。）から出資があつたものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附則</p> <p>（事業団の解散等）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号。以下この条及び附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。）附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充て</p>	<p>（資本金）</p> <p>第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに同条第六項の規定により日本政策投資銀行から出資があつたものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>附則</p> <p>（事業団の解散等）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号。以下この条及び附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。）附則第三条第五項の規定により政府及び日本政策投資銀行以外の者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てる</p>

るべきものとして拠出されたものとされた金額（旧事業団法第二十八
八条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九
条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額がある
ときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰
越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除
した金額とする。）並びに旧事業団法第二十八号に掲げる業務に
係る勘定に係るものを除く。）から負債の金額（同号に掲げる業
務に係る勘定に係るものを除く。）を差し引いた額は、政府及び
旧日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この
場合において、政府及び旧日本政策投資銀行からそれぞれ機構に
対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出
資額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当
該資産の価額に相当する金額を除く。）及び旧日本政策投資銀行
からの出資額の割合に応じてあん分した金額とし、当該出資され
たものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に
係る勘定に係るものは、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に
対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資され
たものとする。

7
10（略）

11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した
ときは、旧事業団法一部改正法附則第三条第五項の規定により政
府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に対し旧事業団法
第二十四条の第三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出
された金額は、政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から機構に
対

べきものとして拠出されたものとされた金額（旧事業団法第二十八
条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九
条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額がある
ときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰
越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除
した金額とする。）並びに旧事業団法第二十八号に掲げる業務に
係る勘定に係るものを除く。）から負債の金額（同号に掲げる業
務に係る勘定に係るものを除く。）を差し引いた額は、政府及び
旧日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この
場合において、政府及び旧日本政策投資銀行からそれぞれ機構に
対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出
資額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当
該資産の価額に相当する金額を除く。）及び旧日本政策投資銀行
からの出資額の割合に応じてあん分した金額とし、当該出資され
たものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に
係る勘定に係るものは、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に
対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資され
たものとする。

7
10（略）

11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した
ときは、旧事業団法一部改正法附則第三条第五項の規定により政
府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に対し旧事業団法
第二十四条の第三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出
された金額は、政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から機構に
対

し第十六条第一項の信用資金に充てるべきものとして拠出されたものとする。

12
14 (略)

第四条 第十六条第一項の信用基金（前条第六項の規定により旧日本政策投資銀行から出資があつたものとされた金額に係る部分に限る。）の運用によつて生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができないものとする。

第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。

十六条第一項の信用資金に充てるべきものとして拠出されたものとする。

12
14 (略)

第四条 第十六条第一項の信用基金（前条第六項の規定により日本政策投資銀行から出資があつたものとされた金額に係る部分に限る。）の運用によつて生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができないものとする。

第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を日本政策投資銀行に送付しなければならない。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第六十一条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）</p> <p style="text-align: center;">第二百二十四条の二 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">第三条第四項第一号及び第四号、第六条第五項第五号並びに第十 三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振 替に関する法律」に改める。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第六十二条関係）

改正案	現行
<p>第二百六十一条 削除</p>	<p>（日本政策投資銀行法の一部改正） 第二百六十一条 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。 第七条を次のように改める。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。 第四十三条第六項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>へ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する補助</p> <p>ト・チ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>へ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく日本政策投資銀行、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する補助</p> <p>ト・チ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3～5（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十五の二 株式会社日本政策投資銀行</p> <p>十六〇四十三（略）</p> <p>（行政庁等）</p> <p>第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>六の二 第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）第二十九条第一項に規定する主務大臣</p> <p>七〇十六（略）</p> <p>二〇一〇（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十六〇四十三（略）</p> <p>（行政庁等）</p> <p>第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七〇十六（略）</p> <p>二〇一〇（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産）北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定めるものに限る。）の管理に関すること。</p> <p>二十九～百二十八（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 日本政策投資銀行の行う業務のうち北海道及び東北地方における政令で定めるものに関すること。</p> <p>二十九～百二十八（略）</p>